

2023年9月25日

お客さま各位

金沢信用金庫

インボイス制度に伴う当金庫の対応について

平素より金沢信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

2023年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。当金庫は適格請求書発行事業者の登録を受けておりますので、お支払いいただきました各種手数料に含まれる消費税につきましては、当金庫が交付いたします適格請求書（インボイス）に基づき、消費税の仕入税額控除を受けることができます。

当金庫のインボイス制度への対応につきましては、下記のとおりとなりますのでご案内させていただきます。

記

1. 当金庫の適格請求書発行事業者番号

登録番号	T5220005002114
名称	金沢信用金庫
本店所在地	石川県金沢市南町1番1号

2. 当金庫のインボイス対応について

(1) 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた際には、インボイスの要件を満たした「領収書」等を発行いたします。

例：振込手数料、両替手数料、残高証明書発行手数料など

(2) 各サービスでお支払いいただく各種手数料について

各サービスにてお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイスの発行をご希望されるお客さまに対して、インボイスの要件を満たした「インボイス通知書」を作成のうえ郵送いたします。

「インボイス通知書」の発行をご希望されるお客さまは、別紙「インボイス通知書継続発行・発行停止依頼書」に必要箇所をご記入し、取引店窓口または担当者までお申し込みください。

例：インターネットバンキングによる振込手数料、月額基本料、後納登録の手数料など

3. 当金庫へのインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降、当金庫がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金（対価）をお支払いする際には、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けている場合は、当金庫に対してインボイスのご提出をお願いいたします。

4. ATMでのお取引について

ATMでのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となり、インボイスは発行いたしませんのでご了承ください。お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

金沢信用金庫 営業店サポート部

〒920-8710 金沢市南町 1-1

TEL (076) 231-0274 (ダイヤル)

FAX (076) 231-7864

<http://www.shinkin.co.jp/kanazawa/>

インボイス通知書継続発行・発行停止依頼書

金沢信用金庫 御中

(取引店)

ご依頼日	年 月 日		
ご住所	〒		
フリガナ		お届け印	
お名前			

当社（私）は、インボイス通知書に関して下記のとおり依頼します。

記

1. 依頼事項（該当箇所に○印）

	発行		発行停止
--	----	--	------

※発行依頼受付後、お客さまから発行停止依頼が提出されるまで発行します。

2. 依頼内容

発行基準月	発行サイクル（該当を○で囲む）			
月	毎月	3 か月	6 か月	年 1 回
交付方法	1. 郵送			

※上記発行基準月を起点に、発行サイクル期間ごとに発行し、翌月中旬に登録住所に郵送します。なお、対象期間内に発行明細が無い場合は発行しません。

以上

[金庫使用欄]

<受付店名： >

検印	印鑑照合	受付

※取引店へ取次する。

<取引店：登録オペレーション確認欄>

店番		CIF							
・インボイス継続発行登録 設定・取消【0164】 ☐								検印	担当者
※依頼内容の変更の場合は、発行登録を取消後、再度変更後の内容にて発行登録する。 ※汎用記録票に印字し、汎用記録票は、伝票綴りに綴り込みする。									

記入見本

インボイス通知書継続発行・発行停止依頼書

点線の中のみご記入ください。

金沢信用金庫 御中

(取引店 ○○支店)

ご依頼日	2023 年 ○○ 月 ○○ 日		
ご住所	〒920-8710 金沢市南町 1-1		
フリガナ			お届け印
お名前	株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○ ○○		印

当社（私）は、インボイス通知書に関して下記のとおり依頼します。

記

1. 依頼事項（該当箇所に○印）

○	発行		発行停止
---	----	--	------

※発行依頼受付後、お客さまから発行停止依頼

発行基準月と発行サイクルについては下記事例を参照しご記入ください。

例 1) 発行基準月「10 月」発行サイクル「毎月」
⇒10 月分の明細を 11 月中旬に郵送します。以降は毎月月末基準で発行し郵送します。

例 2) 発行基準月「12 月」発行サイクル「3 か月」
⇒10 月～12 月分の明細を 1 月中旬に郵送します。以降は 3 月、6 月、9 月、12 月の月末基準で発行し郵送します。

2. 依頼内容

発行基準月	発行サイクル（該当を○で囲む）			
10 月	毎月	3 か月	6 か月	年 1 回
交付方法	1. 郵送			

※上記発行基準月を起点に、発行サイクル期間ごとに発行し、翌月中旬に登録住所に郵送します。なお、対象期間内に発行明細が無い場合は発行しません。

以上

[金庫使用欄]

<受付店名:>

検印	印鑑照合	受付

※取引店へ取次する。

<取引店：登録オペレーション確認欄>

店番		CIF							
・インボイス継続発行登録 設定・取消【0164】 ☐ ※依頼内容の変更の場合は、発行登録を取消後、再度変更後の内容にて発行登録する。 ※汎用記録票に印字し、汎用記録票は、伝票綴りに綴り込みする。								検印	担当者